

## 6-4 施工

視覚障がい者誘導用ブロックの施工は、設計図、仕様書等に定めるもののほか、次の各項に定めるところにより行うものとする。

1. 基礎は、視覚障がい者誘導用ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう十分に突き固め、転圧を行うものとする。
2. 視覚障がい者誘導用ブロックの接着目地は、モルタルを標準として舗装との整合性や接着性のよいものを用い、舗装と視覚障がい者誘導用ブロック間及び各視覚障がい者誘導用ブロック間の結合を図るものとする。

視覚障がい者誘導用ブロックは歩行、自然環境等による影響を受けるため、施工にあたっては計画高を確保するとともに、不陸や不等沈下の防止、一連で設置する視覚障がい者誘導用ブロック群の一体性、舗装との整合性を図らなければならない。